

R7. 10. 14 議員定数問題等調査特別委員会

弘田委員長

ただいまから、議員定数問題等調査特別委員会を開きます。
本日は、議員定数問題等に関する検討課題について御協議願うためお集まりいただきました。
初めに、事務局から資料の説明をさせます。

飯田議事課長

資料について御説明いたします。資料1としまして、最新の令和7年9月の推計人口による議員定数等の試算表をお示ししてあります。前回お示ししました令和7年6月の推計人口と比較しますと、県人口は64万5,526人となり、1,874人の減少となっております。選挙区の配当基数で見ますと、奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区につきましては、0.496となり、6月の試算と同様に配当基数が0.5を切って強制合区の対象となっております。また、市町村の人口では、報道にもございましたように、室戸市の人口が1万人を切って、9,964人となっております。そのほかの数字に大きな影響はございません。

次に、2ページの資料2を御覧ください。これまでお示ししてきました議員定数問題等に関する検討課題でございます。本日は、2、選挙区の(2)強制合区について御協議いただくこととなっております。

次に、3ページの資料3を御覧ください。現在、都道府県議会議長会では、都道府県議会選挙区制度研究会を設置し、調査研究を行おうとしております。研究会の趣旨にございますように、住民ニーズや地域の課題等が多様化、複雑化する中、多様な民意を集約し、地域の在り方を議論する議会の役割はより重要となり、多様な人材の議会への参画とともに、過疎化が進む地域の課題や住民の声を議会に反映する議員の役割がさらに求められています。一方で、都市部への人口集中と地方の過疎化が進むと、人口が少ない地域で、これまでの選挙区を維持できず、広域的な合区が進み、地域の声が都道府県政に届きづらくなることも懸念されます。そこで、有識者による研究会を設置し、過去の定数訴訟などを分析しつつ、選挙区を維持することを前提として、人口が少ない地域の議員定数を確保するための方策を調査研究するものであります。高知県の現状にも当てはまる課題だと思われまます。研究会の概要にもありますように、委員は、憲法、政治、選挙、行政法を専門とする6名の有識者に参加いただき、都道府県議会選挙の1票の格差の考え方や、都道府県議会議員の代表制の考え方などについて検討されるとのことでございます。

スケジュールですが、本年秋から令和8年6月頃まで研究会を開催し、令和8年7月頃、研究会から、全国都道府県議会議長会の会長に対して報告書が提出される予定となっております。第1回目の研究会は11月中旬に非公開で開催されるとのことでございます。全国都道府県議会議長会から議論の要旨などの情報提供がありましたら、情報共有をさせていただきますと考えております。ただ、最終まとめられる報告書につきましては、本委員会の結論を出す時期には間に合わない状況でございます。

次に、4ページの資料4でございますが、今後の予定を検討いただく際に参考としていただくための高知県議会の予定表でございます。12月

定例会までの間は決算特別委員会が入っております。

最後に、5ページからの資料5でございます。既に委員の皆様には参考資料として御覧いただいておりますが、8月13日の意見交換会のまとめでございます。本日の協議の参考としていただければと考えております。

説明は以上でございます。

1. 議員定数問題等に関する課題について

(1) 強制合区について

弘田委員長

ありがとうございました。

それでは、協議事項の1、議員定数問題等に関する課題についてであります。

まず、8月13日に実施しました奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区における首長との意見交換会の総括を行いたいと存じます。

当日は積極的な意見交換がなされ、貴重な御意見をいただき、大変有意義な会になったと思います。

意見交換会での町村長と委員の主な意見について整理したものは、既に御覧いただいたものを5ページからの資料5に添付しておりますが、町村長の主な御意見は、強制合区の対象となったとしても、公職選挙法第271条の特例を適用して、現在の選挙区を維持してほしいというものであったと思います。

それでは、具体的な協議に入っていきます。

検討課題としましては、資料2のとおり、1、議員定数、2、選挙区、3、選挙区別議員定数がありますが、これらの検討課題の2、選挙区のうち、(2)強制合区については、中芸の選挙区の首長との意見交換会を行った後に協議を進めるということとしておりました。

意見交換会での意見聴取を踏まえた上で、中芸の選挙区の強制合区について、改めて会派の御意見を述べていただき、現時点での方向性を確認していきたいと存じます。

順次発言願います。まず、自由民主党から。

西内委員

今回、中芸5か町村の首長の皆様から、人口比のみを基準とする議席配分では、地域の声が届かなくなるという強い危機感を伺いました。中芸地域は古くから共同体としての歴史を持ち、中芸広域連合を中心に行行政や福祉で知恵を出し合ってきた地域とお話もありました。単に隣接したところと合区すればよいというものではなく、地域特性や地理的なつながり、住民の意識を踏まえないといけないというふうに思います。特に、合区によって県議が不在となれば、中山間地域の声が県政に届かず、県の施策が現場と乖離するとの懸念が強く示されました。これは参議院選挙区の合区問題にも通じるものであり、地方の声を守るという点で一貫しています。公職選挙法第271条の特例はまさにそうした地域の声を守るために設けられた制度であります。配当基数0.5を下回る中芸選挙区にあっても、法の範囲内で現状を維持することが可能であります。私たち自民会派としては、地方の声を代弁する県議会として、特例の適用により現選挙区の維持を強く求める立場、思いを強くしたところござ

R7. 10. 14 議員定数問題等調査特別委員会

います。人口減少が進む時代だからこそ、数字でははかれない地域の实情、その重みを尊重すべきであると考えます。

弘田委員長

ありがとうございました。
それでは、日本共産党。

岡田(芳)委員

8月に中芸の5か町村の首長と意見交換しましたけれども、その意見交換のときに、うちの共産党の合区案の情報が届いていなかったということがあります。つまり、近接と合区した場合に定数が2になるということがしっかりと届いていたかなということを、まず申し上げておきたいと思います。その上で意見交換会では、地域の特性として、過去から共同体として連携を取っており、現在も中芸広域連合を構成して行政を実施できているというお話だとか、また選挙をやったら中心部の人でなければなかなか当選ができないのではないかと、地域の声が届かなくなるといった心配の意見も寄せられたところです。こうした意見に対しまして私どもは、その場で、1票の格差の問題は公平性の問題であり、法律でも定められていると。地域の実情とどう折り合いをつけていくのかと議論を深めていくことが大事だということも私も申し上げましたし、また塚地委員からも、住民の多様な意見を届けるためには、1人区を減らし、複数人区を増やすことが必要だと、こういう観点に立って、共産党として中芸と隣接選挙区の合区案を出しているという説明をさせていただいたところでございます。この立場は今も変わっておりません。人口減少が進む中で、中芸地域は、昭和41年1月1日現在設けられている選挙区ということで、特例が適用される選挙区ではございますが、やはりこれは、解消に向けて法律に基づいて進めていかなければ、1票の格差が広がっていくということも放置するということにもなりかねませんし、問題を先送りするということにつながっていきます。こうしたことを続けることで、既にもうある選挙区では、議員1人当たりの人口比が逆転をしているというところも生まれてきているわけで、こうした点には早急に手だてを開始をするということが求められていると思いますし、また県議会の活動として、こういった地域であっても隅々まで意見を議会に反映させていくというのは県議会の役割でありますので、そこをしっかりとやっていきながら、この1票の格差の問題解消に向けて、そして多様な意見が議会に反映されるようにしていくことが大事だろうというふうに思います。具体的には、0.5を下回ったところは合区を検討していくということが求められていると思っております。

弘田委員長

ありがとうございました。
続きまして、県民の会。

橋本委員

8月13日に中芸地区の首長との意見交換を行いましたけれども、それぞれの意見は残念ながら特例区の指定の納得し得る理由ではないように我々は思っています。それぞれの首長からは具体的に合区による県政への地域の声の反映や、当該地域の住民感情、さらには広域行政の推進や連帯感などの御意見が示されました。しかしながら、当該地区からの代

表確保の必要性のみならず、隣接市町村との合区の困難性は個別具体的に十分な検討はなされていなく、納得し得る理由が示されていないというふうに思われます。首長の意見はしっかりと受け止めさせていただきますが、単に住民感情にそぐわないなどとして、安易にその存置を求めることは、公職選挙法第271条の特例適用の判断、県議会の裁量の範囲を逸脱することにはなりはしないかと思えます。特例選挙区の設置を適法なものとして是認し得るか否かは、その設置についての県議会の判断が、本県の行政施策の遂行上、当該地域からの代表を確保する必要性の有無、程度、隣接する他の市町村の区域との合区の困難性の有無、程度等に照らし、本県全体の調和ある発展を図るなどの観点から、裁量権の合理的な行使として是認されるかどうかについて決すべきもの——とは言い難い面があると思われます。これは、最高裁平成4年第172号、同5年の10月22日、第二小法廷判決・民集47巻8号514の7を参照に我々はしています。今後ますます人口減少が加速し続け、議員定数や選挙区の見直しを余儀なくされることとなります。ほかにも、公職選挙法第271条の特例適用除外選挙区、例えば長岡郡・土佐郡選挙区や黒潮町選挙区なども複数存在することから、可能な歯止めをかける尽力はしなければならないものの、進行し続ける人口減少を見据えて、全体的な視野に立ち、県議会として代表確保の必要性や隣接市町村との合区の困難性の有無、程度などを慎重に審議して、指定すべきか否かの検討を行わなければならないというふうに思います。中期的な展望に立って、高知県議会のあるべき姿を希求して、逆転選挙区も含め、できるだけ格差の縮小に努めるべきだというふうに考えておりますので、この中芸地区の公職選挙法第271条の適用については、我々は反対いたします。

弘田委員長

ありがとうございました。
では、公明党。

西森(雅)副委員長

中芸5か町村の首長の皆さんのお声を聞いたところであります。地域の特性がある、そういった声もありましたし、また人口が少なくなる中で、中山間地域の課題を届けにくくなるのではないかと、そういう声もあったところであります。こういう声を踏まえたときに、制度として特例の制度というのが認められてる上においては、私ども公明党は、今回、中芸地域に関しては特例を認めるということによろしいのではないかと
いうふうに考えております。
以上です。

弘田委員長

ありがとうございました。
では、一燈立志の会。

武石委員

一燈立志も、今、西森副委員長が公明党の意見としておっしゃった、特例を適用したらよいのではないかとという考え方です。先ほど冒頭説明がありましたように、研究会が発足をするというところで、研究会の趣旨にも書かれていますように、人口が少ない地域で、これまでの選挙区を維持できず広域的な合区が進み、地域の声が、ここからが大事だと思

んですけれど、地域の声が都道府県政に届きづらくなるのが懸念されると。我々もまさにここを一番懸念をするわけでありまして。先ほどから出ている中芸地区の首長との意見交換会でも、首長の意見も、地域の声が、人口の少ないところの届かなくなるんじゃないかという本当に悲鳴に近い意見が出ておりましたし、その会でも私も意見として申し上げました。例えば宿毛市・大月町・三原村選挙区は定数2。吾川郡選挙区も定数2。しかし、当選してる議員は、人口の多いところからしか選出されてないというのが現実的なんですよね。だから仮にですけれど、中芸が合区になった場合、これが室戸市と一緒にいいのか、安芸市と一緒にいいのか、それは私も分かりませんが、いずれかと一緒になったところで、先ほど申し上げました選挙区の例のように、結局都市部から選出されて終わりになるんじゃないかということは、そういう結果になれば、中芸地域の声を誰が代弁するんだというようなことにつながりかねない。住民の心配、困っているんだけど、誰に言っていっていいんかなという、やっぱり過疎地の懸念というのが増大していくんじゃないかというふうに懸念しますので、できるだけ少数地域の意見も反映できるような形を取らなくちゃいけないというふうに思いますので、冒頭申し上げましたように、特例を使って存続をするという立場に立ちたいというふうに思っております。

弘田委員長

ありがとうございました。

これで各会派の意見をいただいたわけなんですけれど、これからちょっと自由に発言をしていただこうかなというふうに思います。

御意見がある方はどうぞ。

塚地委員

中芸の5か町村の首長の皆さんの切実な思いも聞かせていただきました。本当に中山間地域が疲弊をしてきている実態というのはあります。ただ、この中山間地域が疲弊してきたというのは自然現象ではなくて、この間の国の政治によってもたらされてきた政治の実態ではあるわけですね。ある意味、政治は、地域性だけでなく、やっぱり政党政治、政策によって競われていくというのが政治の基本なわけです。そういう意味では、やっぱり多様な意見が反映をされるということで、今、行き詰まっている中山間地の問題の解決にも資することになるというふうに私たちは思っていて、単純に地域性の問題だけに矮小化することはできないというふうに思っております。ですので、この研究会の中でも、多様な人材の議会への参画ということも課題になって、これから研究もされるというテーマにもなっているわけで、多様な人材に議会に参画していただくということ自体も重要な私は課題だというふうに思っております。先ほど来、任意合区か強制合区かどうかということが今、メインの議論ではありますが、それはやっぱりこの間、全体の問題として、このことも議論をしなくちゃいけないということで、私どもの提案は、複数の合区で、中芸も含む選挙区から定数を2にするという提案をさせていただいているわけで、その提案自体が、あのとき首長の皆さんには前もって説明がされてなかったということもお伺いをして、まさに中芸からの議席がなくなって、合区されたところで1議席のような受け止めに

されているのではないかということも懸念をしております。私はぜひ、そういう意味では、この多様な人材の議会の参画ということも重点に置いて、今後検討もすべきだし、できれば複数区になって、その中芸の地域の皆さんの声もきちんと反映されるということの方向性をぜひ期待をしたいと思っております。

武石委員

それは、先ほど私が申し上げたように中芸から候補者が当選するかどうか、それはやってみないと分からないけれど、実例として結局当選していないじゃないですか。例えば、宿毛市・大月町・三原村選挙区なんか、三原村から県議出ていますか、大月町から出ていますか。宿毛市からしか出ていないでしょ。吾川郡選挙区だってそうじゃないですか、あの町からしか当選していないじゃない。だから、結局これは地域の切捨てになっているんだから、守るべき選挙区はきちっと中芸地域で残すということがないと、中芸地域の代弁者がいなくなるよこんなことじゃ。

橋本委員

今、武石委員のほうからお話ありましたけれども、宿毛市・大月町・三原村選挙区については、中野さんが大月町から前に県議会として参画をしているということは付け加えておきたいというふうに思います。

それと私、この公職選挙法第271条の適用についてなんですけれども、今、中芸のほうは確かに0.5切れるという状況が見通せるわけなんですけれども、でも、長岡郡・土佐郡選挙区なんか0.53なんです。それから黒潮町選挙区も0.52なんです。要は、特例というのは昭和41年の選挙区そのまま置いていたら特例認められるけれども、基本的にはそれは昭和41年から変わった選挙区については特例認められないんですよ。あまりにもこれちょっとおかしいなというふうに私自身は思っていて、これは確かに皆さん言われてるように、公職選挙法でこういうような仕組みになっているから構わないんじゃないかということはあるんだろうけれども、現実問題としてこのバランスでいいんだろうかということ私は言っておきたいというふうに思います。次の国勢調査で、ひょっとして黒潮町選挙区も切るかも分からない。それから長岡郡・土佐郡選挙区も切るかも分からない。まだ分からないんですけれども、そういう状態がすぐ直面しているということで、やっぱり総体を考えてみると、この公職選挙法第271条というのは本当に安易に適用すべきではないと。逆にちょっと事務局のほうにお聞きしたいんですけれども、全国でこの公職選挙法第271条について…。

弘田委員長

橋本委員、ちょっと待ってください。聞きたいがと言ってください。

橋本委員

すみません。構いませんか。

弘田委員長

飯田議事課長、答えられるか。

飯田議事課長

前回までの委員会のほうに資料として御提供させていただいております。令和5年の統一地方選挙での特例選挙区の設置状況は、現在北海道、東京、神奈川、兵庫、徳島の5選挙区において適用がされている状

況でございます。

橋本委員

さっき5つの選挙区が公職選挙法第271条を導入しているということになっているんですけども、飛び地になるとか、例えば離島になって島であるとかということはそれは仕方がないと思うんですが、ただ、例えば隣接した市町村と合区ができる環境にあるところは、この5つの中でどれぐらいですか。

飯田議事課長

ここで隣接していないところは、東京都の島の部分ですね。そこが隣接していないので、特例を適用しておりますけれども、それ以外は隣接している市町村はあるというふうに承知しております。

橋本委員

分かりました。この特例というのは、基本的には、多分それぞれの県議会が判断をすれば特例適用ということになるんでしょうけれども、その特例に対する判断基準というのが少し私まだ分からないんですよ。さっきもちょっと言ったように、背景は人口が激減して大きく変わっているんですね。昭和41年現在で存在している選挙区と、それから変わった選挙区とは大きく違ってくるわけですよ。こういうバランス感覚というのをきちっと県議会でも判断しなければならないのではないかな。ただ単にそういうことができるからやるということではなくて、そういうバランスも考えた対応というのは大事なのではないかな。この間、中芸に行って聞いてきましたけれども、例えば嶺北のほうに行って皆さんどう思っているのか、それから黒潮町のほうに行ったらどう思っているのかということもしっかり聞いてくる必要があるのかなというふうに思うんですけど。

弘田委員長

御意見として。

西森(雅)副委員長

今回、中芸に関しては特例が適用されるという状況にはあるということなんですけれども、黒潮町選挙区、また長岡郡・土佐郡選挙区に関しては、特例の適用はされないんですよ。だから、0.5切ると強制的というか、法律に基づいて選挙区を考えないといけないということになるわけでありまして。そうしたことを考えると、やはり私たちは法治国家の下で法律に基づいた形の制度というのをきちりとやっていかないとけないと思いますし、そういう法律の中で特例が認められているということです。それは全然問題のあることではないというふうに思います。

橋本委員

ちょっと私の話が通じていなかったかな。すみません。

弘田委員長

簡潔に。

橋本委員

簡潔に言います。確かに公職選挙法第271条というのは公職選挙法上認められていることなんですけれども、これは適用ができるということで、しなければならないということではないわけですよ。何を言いたいかという、やっぱり県政全体のバランスってあるんじゃないかという

ふうに言いたいわけですよ。だから、特例があるからではなくて、この特例を適用することによって、ほかのところはどうなんだということをバランス感覚としてしっかり考える必要があるということを書いたかった。

弘田委員長

御意見は分かりました。
ほかに御意見はありますか。

(な し)

弘田委員長

そしたらここで、この回は意見はストップということにしたいと思います。

議論がいろいろ白熱したわけなんですけれども、地域をどのように考えるか。今、橋本委員の意見では、特例ありきみたいな感じじゃないかというふうな意見だったと思います。例えば武石委員の意見でいえば、本当に地域の過疎地の声をどうやって県政へ伝えていくかというふうなことだと思えます。なかなか御意見は平行線のままで、なかなか一致しないところはあるんですが、この前、意見聴取させていただいた奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村の選挙区の首長の意見としては、地域の住民の声をしっかりと県政に反映させるためには、現状は特例を利用して、現状維持が必要じゃないかというふうなことだったというふうに思えます。それから、先ほど武石委員も言われましたけれど、中芸という地域はこれまで何とか組合ということで地域1本になってやってきたと。これは今日は意見として出てなかったんですけど、私が室戸ですからよく感じるのは、中芸の首長が、室戸と安芸とは違うという意見が出ていたことも皆さん思い出していただければというふうに思えます。中芸の意見としては、これまでの経緯、中芸の意見をきちんと伝えるためには、今のままといたしますか、中芸で1人を選んでもらいたいというふうなのが意見じゃなかったかなというふうに思っています。

それからもう一点、全議で選挙区制度研究会というのが、第一発目が11月ということでもよろしかったですかね、もうそろそろスタートすることです。これは私からもお願いしたいんですけど、この議論は、結構この我々の特別委員会、参考資料として重要な部分がいろいろ出てくるんじゃないかと思えます。ですから、研究会の結論は、我々が結論を出す後になってしまいますので、結論を待つ前に高知県の結論を出さないといけなということですから。ただ、資料であるとか、状況であるとかは、事務局が収集できる範囲でこの委員のメンバーにこのタブレットに流してもらおうとか、ペーパーで渡すなり、そこら辺の努力はしてもらいたいと思います。

飯田議事課長

全国議長会のほうでは、オンライン等での公開というような会議の持ち方は考えていないということですので、どの程度、資料等をいただけるか御相談しながら、可能な範囲で提供させていただきたいと考えております。

R7. 10. 14 議員定数問題等調査特別委員会

- 弘田委員長 よろしくお願ひいたします。
それから、今日のまとめをさせていただきたいんですけど、意見が分かれたところなんですけれど、会派別、それから中芸の首長の御意見を考えたときに、強制合区の対象となったとしても、公職選挙法第271条の特例を適用して、現状を維持してもらいたいというのが中芸の首長の意見であつたし、委員の中でも多数というふうなことになるというふうに思います。
ただ、今日はこの結論を出すということはいたしません。国勢調査の速報値の結果を見ないと結論は出せませんので、本日はこの結論の方向性だけ確認したというふうなことで御了承願ひたいんですが、それでよろしいですか。
- (異議なし)
- 弘田委員長 来年の5月をめどに速報値が公表され、その速報値を見て、我々の意見をまとめるというふうなことにしたいということと申すんですけど、どうでしょうか。よろしいですか。
- 塚地委員 それまでに例えばこの間、問題提起もしてきました、1人区が他の都道府県に比べて圧倒的に多い問題をどう考えるかというような議論もどこかで進め方として入れていただけたということですかね、そこまで今回は結論をまとめずに。
- 弘田委員長 今回はこれで決定させていただいて。
- 塚地委員 方向性だけ確認するという意味で。

2. その他

(1) 次回開催日について

- 弘田委員長 それでは、今日の最後に、その他といたしまして、次回の委員会の開催日程についてお諮りをしたいと思います。
- 次回は、議員の定数、強制合区以外の選挙区の課題、選挙区別議員定数について協議することにしたいと考えております。
- つきましては、各会派の協議の状況など踏まえまして、次回の開催日を決定したいというふうに思います。
- 今お手元に資料ナンバー4映っていますでしょうか。これでいきますと、10月、11月、12月の日程表が載ってまして、次回の開催日は12月の定例会の開会前がいいんじゃないかと考えていますが、委員の皆さんの御都合とかあれば、今言っただければと思いますが、ありませんか。
- 田中委員 開会日だったら皆いるからありがたいけれど。
- 弘田委員長 そしたら、まだ皆さんの日程がきちんと決まっていないので、具体的な日程について、大体、定例会の前あたりでよろしいですかね。

R7. 10. 14 議員定数問題等調査特別委員会

(異議なし)

弘田委員長 それで、具体的な日程については皆さんと調整させていただいて、正副委員長で調整した上で、事務局から連絡してもらおうということにします。

武石委員 個人的なことで申し訳ないけれど、開会日の前日の12月4日木曜日の1時半から2時半、ちょっと地元からの要望があって、土木部長要望に同行しないとイケませんので、ちょっとその時間帯だけは。

弘田委員長 4日の午後は、最初からその時間帯はないということにしておきますので。その他の時間帯で調整をして、皆が出られるような時間帯でやっていきたいというふうに思います。

西森(雅)副委員長 4日の午後はどこ、東京。

委員長

武石委員 いや、土木部長室。多分、1時半からで1時間もあれば済む話だと思うけれど。

弘田委員長 それも踏まえてね。

それでは具体的な日程につきましては、先ほどの御意見も踏まえまして正副委員長で調整の上、事務局から連絡をさせます。

(2) その他

弘田委員長 そのほかに何か御意見ありますでしょうか。

(なし)

弘田委員長 それでは、以上で本日の議員定数問題等調査特別委員会を終わります。